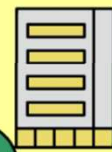


男性育休推進で 働きたい・選ばれる企業に

「改正育児・介護休業法」の施行により、本年10月から「産後パパ育休」がスタートしました！
誰もが働きやすい職場づくりを進めるため、男性育休取得促進に関するポイントを解説します。
また、県内企業の働きやすい職場づくりの取組事例もご紹介します。



令和4年 **11月17日(木)** 13:30～15:20
オンライン開催(Cisco Webex)

講演 13:30～14:30

徳倉 康之 氏

(株式会社ファミリーエ代表取締役社長／NPO法人ファザーリング・ジャパン理事)

大学卒業後約10年間大手日用雑貨メーカーに勤務。
2009年に長男誕生後、8ヶ月の育児休業を取得したことで働き方・意識が大きく変化。
家庭を重視し、効率的な働き方をする事で業績にも連動する事を経験。
次男・長女誕生時もそれぞれ3カ月の育児休業を取得する。
2011年NPO法人ファザーリング・ジャパン会員。2013年理事就任と同時に独立、現在に至る。
企業・自治体・大学・高校・医療機関等での講演、セミナーを中心に活動。
内閣府子ども子育て会議委員、内閣府男女共同参画会議専門委員等も務める。



男性従業員に育休を取得させることのメリット、
男性従業員の育休取得を推進するポイントについて
分かりやすくお話しします！

県内企業の取組事例紹介 14:40～15:10

- ①株式会社鳥取県倉吉自動車学校(北栄町)
- ②流通株式会社(倉吉市)

「働きやすい職場づくり」に
熱心に取り組んでおられる県内企業に
お話しいただきます！

鳥取県の支援制度紹介 15:10～15:20

申込方法

令和4年 **11月15日(火)**までに以下のいずれかの方法でお申込みください

方法1：とっとり電子申請システムで申請
(右記二次元バーコードよりお申込みください。)

方法2：①参加企業・団体名、②参加者氏名、③連絡先電話番号
をメールで送付 (お送りいただいたメールアドレスに案内を送ります。)



問合せ先

鳥取県 商工労働部 雇用人材局 とっとり働き方改革支援センター
電話：0857-26-7662
電子メール：hataraki-kaikaku@pref.tottori.lg.jp
ホームページ：https://www.pref.tottori.lg.jp/307408.htm

